

令和4年第11回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年11月25日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年11月25日 午後2時46分							
閉 会	令和4年11月25日 午後4時6分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			岩崎 新一 ・ 渡邊 秋夫					
議事参与			板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉					
書 記			野本 佳永					

会議事件名

- 議案第42号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第43号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第45号 令和4年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

開会 午後2時46分

【会長代理】 これより、令和4年第11回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案書2ページ 議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号49及び番号50 土地の所在・地番について、いずれも一部申請となっておりますので、地番の後に「の一部」と訂正してください。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号11番 岩崎 新一 委員・番号12番 渡邊 秋夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第42号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第42号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 3件 6筆

番号34

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は960日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は151.68アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【松本 信次 農業委員】	番号34について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【秋池 功 推進委員】	番号34について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号35 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は460日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は994.77アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号35について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号35について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号36について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号36 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は282.71アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約0.4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号36について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻と果樹を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号36について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第42号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第43号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第43号 農地法第4条の規定による転用許可申請 自己用住宅 1件 1筆 農産物直売施設 1件 2筆

	<p>番号7</p> <p>申請人は、現在市内の借家に暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自ら所有する申請地に自己用住宅を建築するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【塚越 秀夫 推進委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号8</p> <p>申請人は、農地所有適格法人として川里地域において米、麦、大豆、野菜等を生産し、農業経営を行っています。今回、申請地において、地元消費者に直接</p>

	新鮮で安価な地元生産の農産物を提供したいと考え、所有する本申請地に農産物直売施設の設置を計画し申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号8について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農産物直売施設を設置することで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【野本 照夫 推進委員】	番号8について調査してまいりました。申請地には農産物直売施設を設置するというのですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第43号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。本議案には〇〇〇〇農業委員が貸付人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席させていただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請について事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 3筆 使用貸借権の設定 4件 16筆</p> <p>番号49 受人は、電気事業を営んでおり、特別高圧送電線路の鉄塔建替工事を計画しています。今回、その設計を行うにあたり、地盤調査を実施するため、本申請地において調査用地として一時転用を申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【小林 良浩 農業委員】</p>	<p>番号49について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は2ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその</p>

	土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【岡野 孝 推進委員】	番号49について調査してまいりました。申請地は、調査用地として一時転用を行うということですが、ブルーシート及び吸着マットを設置し、地盤調査を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号50と番号51について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号50と番号51について一括して説明いたします。 本申請は農地改良とその進入路のための一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号50と番号51について調査してまいりました。申請地の農地区分は、第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良とその進入路のための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、

	また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号50と番号51について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇などが農地を借り受け、ネギ及び麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号52について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号52 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建築条件付売買予定地4区画を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号52について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建築条件付売買予定地ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号52について調査してまいりました。申請地には、建築条件付売買予定地ということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号53について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号53 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和4年6月22日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【松本 信次 農業委員】	番号53について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【秋池 功 推進委員】	番号53について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号54について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号54 受人は、荒川河川敷にレジャー用の軽量飛行機を収納するためのトレーラーを4台常駐しています。今回、河川の増水等により移動する必要が生じたため、駐車場の設置場所を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号54について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号54について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及び素掘りを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第44号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第44号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第45号 令和4年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員が借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、議案第45号 令和4年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	議案第45号 令和4年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について議案書4ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。

利用権の新設定は、田 38,022 m² 畑 46,106 m² 107 筆
 再設定は、田 24,182.82 m² 畑 186,807.51 m² 432 筆
 合計 295,118.33 m² 539 筆です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること
 ② 利用権の設定等を受けた後において、
 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、
 ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、
 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること

各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいとおりになります。以上、議案説明を終了します。

【議長】 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第45号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第45号は原案のとおり承認いたします。

(退出した委員の入室)

続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和4年10月12日～令和4年11月10日受付分
 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 4件 4筆 1,603 m²

	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>11件</td> <td>16筆</td> <td>2,956.34㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>2筆</td> <td>135㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>16件</td> <td>22筆</td> <td>4,694.34㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【会長代理】 ・新年会の開催について</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営及び農地利用状況に関する調査票の回収について ・活動記録簿の返却について ・農地パトロール後の利用意向調査について ・農業委員会手帳と農業委員会からのお知らせチラシの配布について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について <p>【会長代理】 これをもちまして、令和4年第11回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和4年12月23日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時6分</p>	所有権の移転	11件	16筆	2,956.34㎡	使用貸借権の設定	1件	2筆	135㎡	合計届出件数	16件	22筆	4,694.34㎡
所有権の移転	11件	16筆	2,956.34㎡										
使用貸借権の設定	1件	2筆	135㎡										
合計届出件数	16件	22筆	4,694.34㎡										